

法務局からのお知らせ

被災した建物の滅失の登記について

盛岡地方法務局が行う建物の滅失の登記

令和7年2月26日発生しました 大船渡市大規模林野火災により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

不動産登記法第57条では、「建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から1か月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」と規定されており、登記されている建物を取り壊したり、災害により焼失したような場合には、建物の滅失の登記が必要です。

盛岡地方法務局では、被災した建物の滅失の登記について、被災された皆様の御負担を軽減するため、大船渡市から情報提供された以下の建物を対象として、原則として、登記官の職権による滅失の登記を行うことを予定しています。

1 焼失により全壊した建物

2 公費解体した建物

※ 公費解体に関する手続の詳細については、大船渡市にお問合せください。

大船渡市から法務局に情報提供がされた建物

法務局による職権滅失登記を行います。
(附属建物の登記がある建物は、職権滅失登記ができない場合があります。)

お問合せの際には、建物の所在(小字、地番)を控えた上でお問合せいただくと、スムーズに対応することができます。

問合せ先 盛岡地方法務局登記部門
建物職権滅失実施本部
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1丁目
9番15号 盛岡第2合同庁舎
TEL019-624-9852
土日祝日を除く8:30から17:15まで

*「大船渡市林野火災による建物滅失の件」と伝えてください。

大船渡市から法務局に情報提供がされない建物

所有者の方からの滅失登記の手続が必要です。

詳しくは、建物の所在を管轄する盛岡地方法務局大船渡出張所へお問合せください。
なお、お問合せの際には、建物の所在(小字、地番)を控えた上でお問合せいただくと、スムーズに対応することができます。

問合せ先 盛岡地方法務局大船渡出張所
〒022-0003 大船渡市盛町字宇津野
沢8番地1
TEL0192-26-2606
土日祝日を除く8:30から17:15まで

*「大船渡市林野火災による建物滅失の件」と伝えてください。